

和光市部活動地域移行検討委員会



令和6年3月25日（月）

目的

和光市内に住む児童・生徒がスポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を将来にわたり確保することを目指し、中学校部活動の地域スポーツ団体活動、文化芸術団体活動等への移行に向け、課題に総合的に取り組む

検討委員

所属（団体名）	役職名	氏名
和光市教育委員会	教育部長	寄口 昌宏
和光市スポーツ推進委員	会長	朽木 亮
和光市スポーツ協会	書記兼ソフトテニス連盟理事	新坂 賴子
和光市スポーツ少年団	本部長	富澤 勝広
和光市文化団体連合会	監事	高野 靖子
和光市文化振興公社	事業係長	塚田 美穂
和光市PTA・保護者会連合会	副会長兼第五小PTA会長	齋藤 靖子
和光市小・中学校校長会	中学校校長会代表	佐藤 真二
立教大学	スポーツウェルネス学部教授	川端 雅人
東邦音楽大学	副学長兼教職課程主任兼特任教授	粕谷 宏美

①部活動の地域移行について

令和4年 6月 運動部活動の地域移行に関する
検討会議提言提出

令和4年12月 学校部活動及び新たな地域クラブ
活動の在り方等に関する総合的な
ガイドライン策定

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）の概要



スポーツ庁

※公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部）における運動部活動を対象

運動部活動の意義と課題	意義	課題														
	<ul style="list-style-type: none">○生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。	<ul style="list-style-type: none">○近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。 <生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和2年84万人>○競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。 <土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増>○地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。														
これまでの対応	<ul style="list-style-type: none">○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る○中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘															
目指す	<ul style="list-style-type: none">○少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。○スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。○地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）															
改革の方向性	<ul style="list-style-type: none">○まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする○目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目指す (合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)○平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進○地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進	<p>休日の運動部活動の地域移行に向けた改革集中期間</p> <p>R5 R6 R7 R8</p> <ul style="list-style-type: none">・ガイドラインの改訂・地方公共団体における推進計画の策定・実施・公的な支援														
課題への対応	<table><tbody><tr><td>新たなスポーツ環境</td><td>・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体</td></tr><tr><td>スポーツ団体等</td><td>・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保</td></tr><tr><td>スポーツ指導者</td><td>・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供</td></tr><tr><td>スポーツ施設</td><td>・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討</td></tr></tbody></table> <table><tbody><tr><td>大会</td><td>・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請</td></tr><tr><td>会費や保険</td><td>・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援</td></tr><tr><td>学習指導要領等</td><td>・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討</td></tr></tbody></table>	新たなスポーツ環境	・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体	スポーツ団体等	・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保	スポーツ指導者	・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供	スポーツ施設	・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討	大会	・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請	会費や保険	・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援	学習指導要領等	・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討	
新たなスポーツ環境	・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体															
スポーツ団体等	・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保															
スポーツ指導者	・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供															
スポーツ施設	・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討															
大会	・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請															
会費や保険	・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援															
学習指導要領等	・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討															

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようとする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

なぜこの考えが生まれたのか

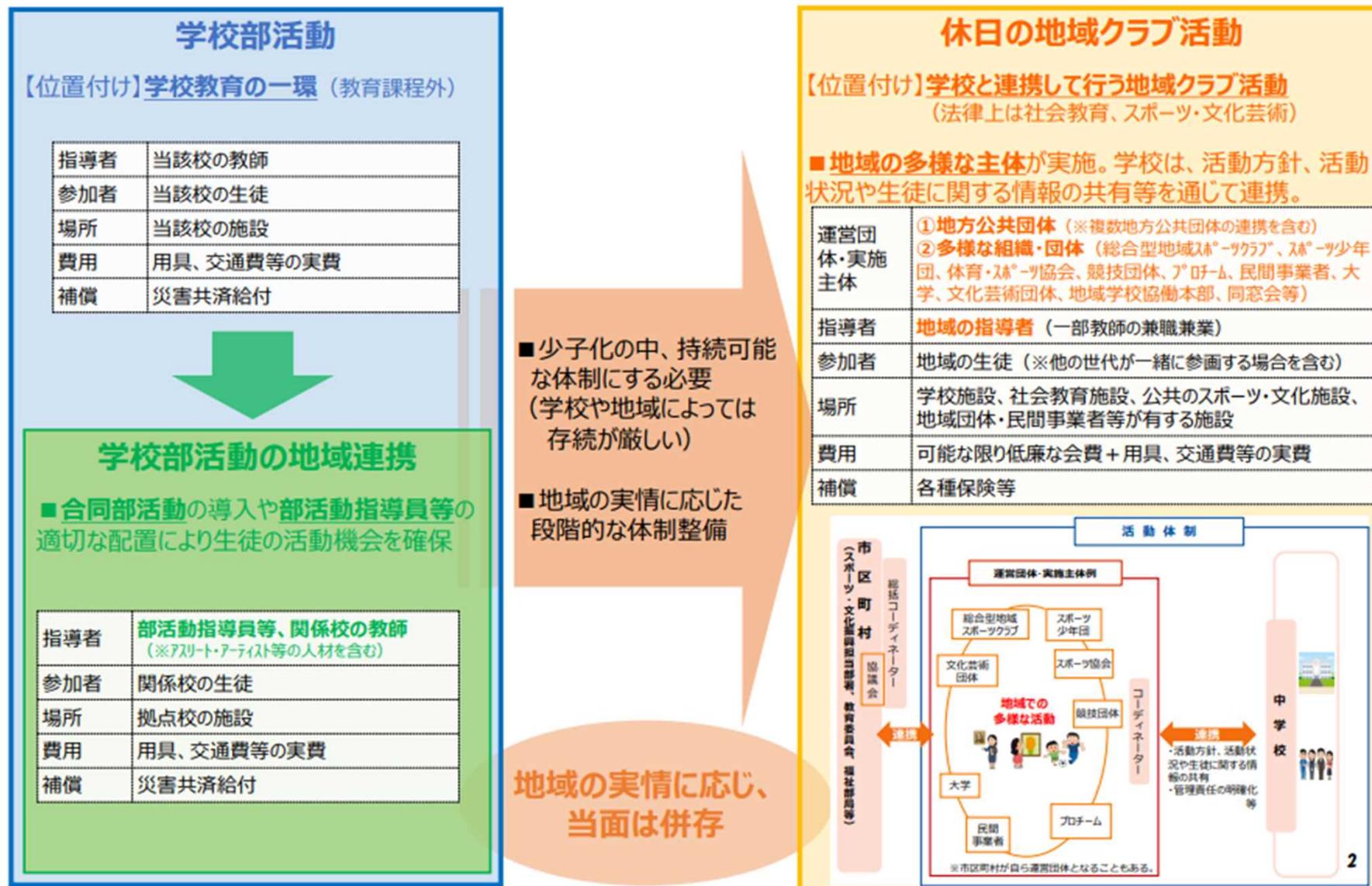
部活動が抱える課題

- ・大会に出場できない、あるいは近い将来できなくなる
(少子化により既存の部活動の維持が難しい地域が多数存在)
- ・生徒たちのやりたい活動内容があるとは限らない
(限定されたメニューからしか選択できない)
- ・専門的な指導が受けられない
(専門性を持ち合わせない教員が顧問となってしまう)

教員が抱える課題

- ・教員の超過勤務の実態 (特に、土曜日、日曜日の部活動による拘束時間)
- ・部活動における教員の専門性
- ・一方で、教育の手段として部活動が機能してきた (人間関係の構築、生徒指導等)
- ・教員の教育的アイデンティティとしての部活動の関係性 (仕事とボランティア)

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（案）



学校部活動と地域クラブ活動の違い

学校部活動

- ・学校が主体となって行われる部活動
- ・学校の中で実施
- ・複数校でまとまって一つの部活動を行う合同部活動の導入や、部活動指導員等の地域の人材を活用すること（地域連携）を推奨

学校単位での部活動

例:○○中学校での部活動



地域クラブ活動

- ・地域が主体となって行われる活動
- ・市民体育館、公民館、学校体育施設など、**多様な場所**で実施
- ・**多世代・多種目**な活動

地域クラブ活動

例:○○市町村での地域クラブ活動



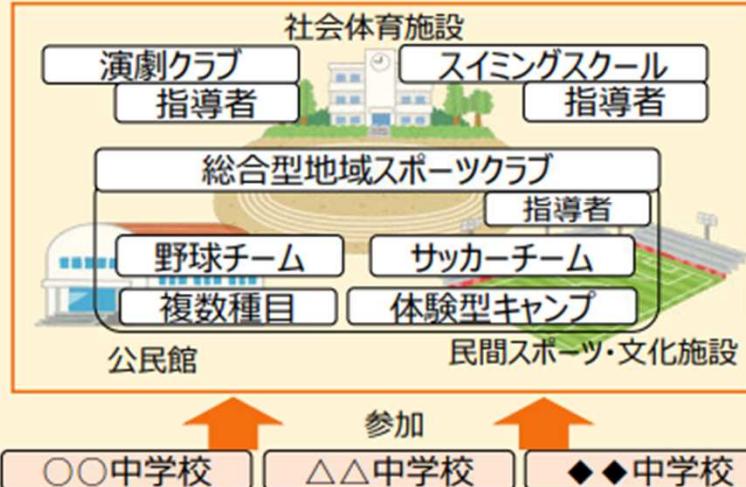
休日の地域クラブ活動

①地方公共団体が運営団体の場合

市区町村が、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携



②多様な組織・団体が運営団体の場合

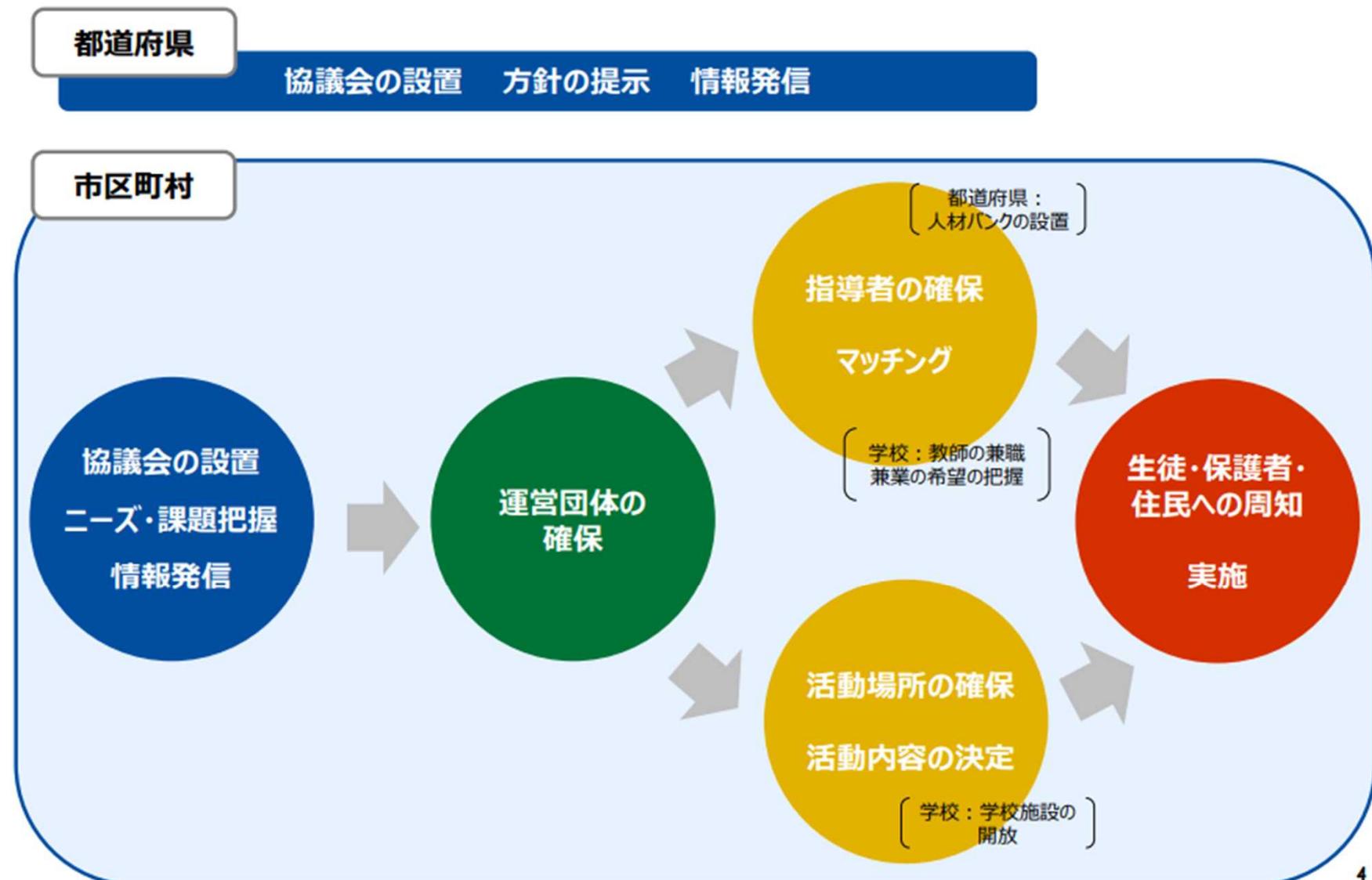


※直ちに①②のような体制を整備
することが困難な場合

学校部活動の地域連携



休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）



休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	<p>【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやH Pの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信</p>	<p>【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携</p>	<p>【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置</p> <p>【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善</p>	<p>【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定</p>	<p>【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知</p>
市区町村	<p>【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置</p> <p>【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握</p> <p>【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信</p>	<p>【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保</p> <p>【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築</p>	<p>【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし</p> <p>【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施</p>	<p>【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定</p> <p>【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定</p>	<p>【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施</p>
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組への協力・参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 	<p>【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定</p>	<p>【運営団体】 ・活動を周知し、実施</p>
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に向けて

[国の考え方] 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要がある。
- 学校部活動が担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術が支えていくという視点も有し、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。（地域クラブ活動は、社会教育法上の「社会教育」、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」に位置づけられる）
- 地域クラブ活動の整備は、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。
- 地域の実情に応じ、関係者の理解の下、できるところから取組を進めることが望ましい。（令和5～7年度「改革推進期間」）

[埼玉県の考え方]

- **背景** 進展する少子化や学校の働き方改革を背景に、従来の部活動を実施・運営することが困難になりつつある。

人数が集まらない（チームが組めない） やりたい部活動がない

[課題]

- ◆ 受け皿確保
- ◆ 指導者確保
- ◆ 参加費用負担

- **方向性** 地域における生徒の多様な活動の場と機会を提供できる環境を整備

まずは休日について、生徒の希望する活動を可能にする

生徒の
選択肢

- ①地域クラブ活動（市町村教委+学校+運営団体・実施主体が連携）
- ②従来のクラブ活動・サークル活動・習い事など

自由で多様な
休日の活動

埼玉県地域クラブ活動の整備・充実に係る方針

- 基本理念 学校と地域で育む子どもたちの未来
- 目的 地域クラブ活動の整備・充実を図ることにより、生徒に多様な活動機会を提供する

- ▶ 地域クラブ活動を段階的に整備・充実することにより、中学校部活動や習い事に加えて、生徒が多様なスポーツ・文化芸術活動を自ら選択できる環境を提供する
- ▶ まずは、休日は地域クラブ活動を基本とし、平日は学習指導要領の趣旨を踏まえ、中学校部活動を継続する
※ ただし、市町村が平日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行することは妨げない
- ▶ 地域住民も対象とした、地域スポーツ・文化芸術活動振興の契機とする

■ 体制移行期間

ステージⅠ 「活動環境整備期間」 令和5年度～令和7年度

・各市町村が、休日の地域クラブ活動の実証事業を行い、活動環境の整備を進める

ステージⅡ 「活動環境定着期間」 令和8年度～令和10年度（目安）

・各市町村が、地域の実態に応じて、休日の地域クラブ活動を段階的に拡大し、定着を図る

令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業(運動部活動の地域移行等に向けた実証事業)



②和光市の現状

令和5年9月4日

1 和光市の人団

人口 83, 629人

世帯 42, 379世帯

※昨年度比、368人増

(令和5年3月1日)

令和5年度

小学生 4, 384名

中学生 1, 844名

※昨年度比、28人増

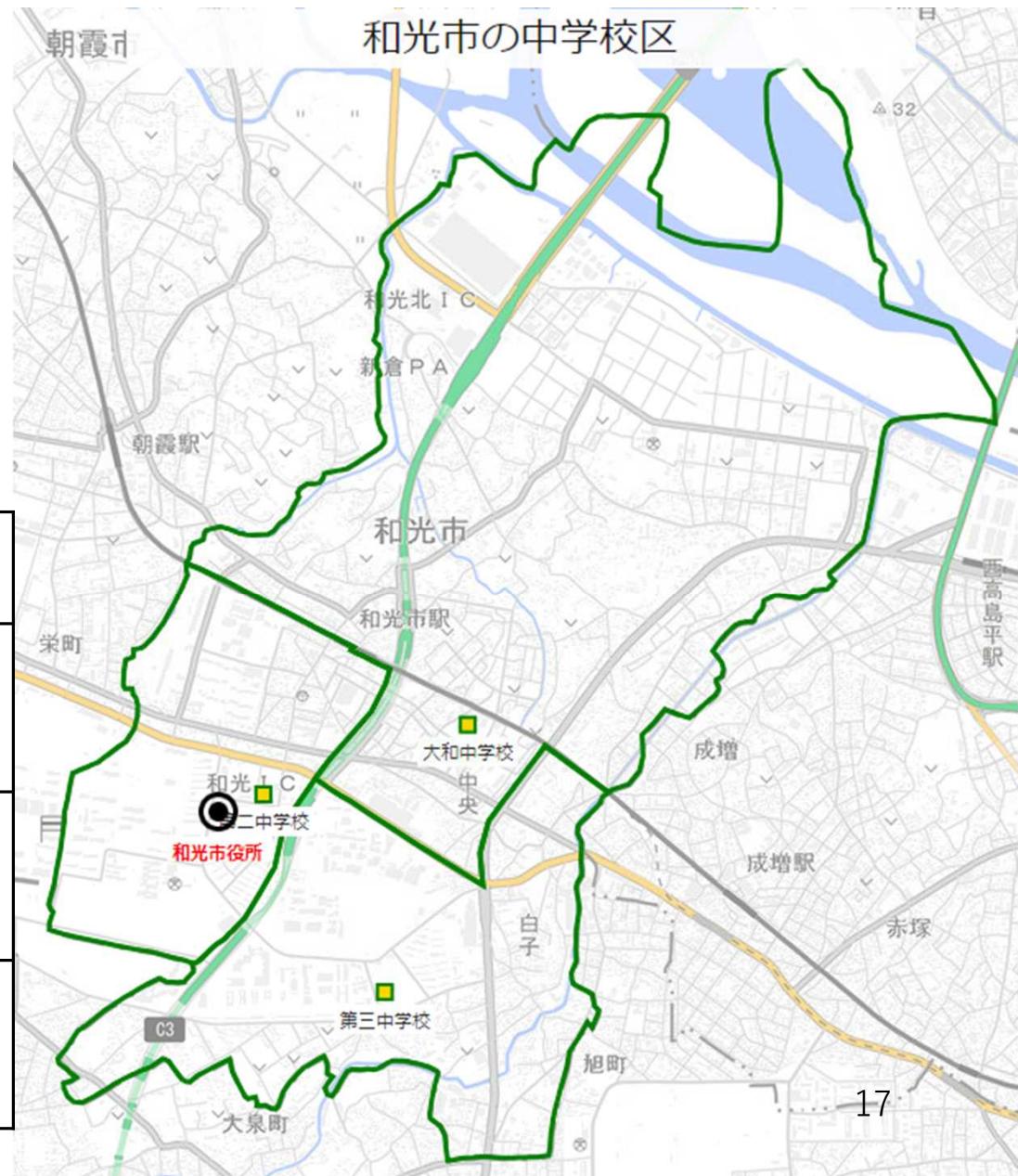
(令和5年3月1日)

2 和光市の学校数

小学校 9校

中学校 3校

	1年生	2年生	3年生	生徒数
大和中学校	284	295	237	816
第二中学校	181	179	164	524
第三中学校	172	170	164	506



3 運動部活動について

部活動加入率
86.9%

運動部活動加入率
全体 56.1%

26部活

運動部	大和中	第二中	第三中	合計
陸上競技	79			118
野球	19	野球	30	55
バレーボール	25	バレーボール	26	58
サッカー	53	サッカー	51	76
バスケット (男)	27	バスケット (男)	35	50
バスケット (女)	29	バスケット (女)	17	54
ソフトボール	26			26
ソフトテニス	81	ソフトテニス	38	162
卓球	87	卓球	68	132
剣道	20	剣道	21	18

4 文化部活動について

部活動加入率
86.9%

文化部活動加入率
全体 30.8%

17部活

文化部					合計
大和中	269	第二中	161	第三中	139 569
吹奏楽	47	吹奏楽	42	吹奏楽	43 132
美術	61	美術	43	美術	38 142
手芸	33			手芸	13 46
放送	38	園芸	25		63
囲碁将棋	55	囲碁将棋	26	囲碁将棋	9 90
英語	23	英語	25	英語	36 84
けやき さくら	12				12 19

5 運動部活動について (内訳)

大和中	男 子			女 子			計
	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
陸上競技	16	15	11	21	8	8	79
野球	6	7	4	2	0	0	19
バレーボール	0	0	0	9	10	6	25
サッカー	18	20	15	0	0	0	53
バスケット	11	8	8	14	7	8	56
ソフトボール	0	0	0	6	15	5	26
ソフトテニス	14	14	17	3	19	14	81
卓球	12	19	11	19	9	17	87
剣道	5	10	1	1	3	0	20

第二中	男 子			女 子			合計
	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
野球	12	13	4		1		30
バレーボール				6	12	8	26
サッカー	26	11	13	1			51
バスケット	16	9	10	7	5	5	52
ソフトテニス				10	5	23	38
卓球	7	26	21	3	10	1	68
剣道	5	6	3	0	6	1	21

第三中	男 子			女 子			合計
	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
陸上競技	12	9	8	5	1	4	39
野球	12	7	17				36
バレーボール				5	14	14	33
サッカー	5	7	11				23
バスケット	7	9	7	6	6	13	48
ソフトテニス	12	16	17	20	10	6	81
卓球	10	17	6	3	0	9	20 45

6 部活動の地域移行について（令和4年度の動き）

令和4年 6月 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言提出

令和4年 8月 和光市部活動の地域移行に関する検討委員会設置要綱 施行

同月 アンケート作成

令和4年12月 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する
総合的なガイドライン策定

令和5年 1月 アンケート修正し、調査を実施

（対象：小学校5・6年児童・保護者、中学校1・2年生徒・保護者、教職員）

7 アンケート内容（概要）

児童

- ①中学校で部活に入りたいか
- ②入りたくない理由
- ③どんな種目をやりたいか
- ④自分のやりたい種目が地域にしかない場合は、加入するか
- ⑤加入しないを選んだ理由

保護者（小）

- ①地域クラブを希望した場合、どちらを選択させるか
- ②回答理由
- ③部活動を地域クラブが担うことについてどう思うか
- ④③について期待されること
- ⑤受益者負担で支払ってもよい金額

7 (2) アンケート内容 (概要)

生徒

- ①所属状況
- ②所属していない理由
- ③学校部活動と同様の活動ができる地域クラブがあった場合、加入したいか
- ④考え方の理由
- ⑤地域クラブチームで活動する理由
- ⑥部活動の地域移行したときに心配なこと

保護者 (中)

- ①所属状況
- ②所属していない理由 (記述)
- ③地域クラブを希望した場合、どう思うか
- ④考え方の理由
- ⑤地域クラブチームでよかったです
- ⑥地域クラブチームで課題に感じたこと
- ⑦月ごとに支払っている会費額
- ⑧部活動を地域クラブが担うことについてどう思うか
- ⑨ ⑧について期待されること
- ⑩ ⑧について心配されること
- ⑪ 受益者負担で支払ってもよい金額³

○やってみたい部活動（中学生）

陸上	eスポーツ	pc 関連のクラブ
バスケ	ダンス	プログラミング
吹奏楽	弦楽器(ギター等々…)	軽音楽
サッカー	硬式テニス	ソフトテニス
美術	バスケットボール	バトミントン
卓球	バレーボール	ハンドボール
剣道	漫画研究部	弓道
囲碁将棋	クイズ研究	合唱
水泳	手芸	

○やってみたい部活動 (小学生)

バドミントン	ダンス・チアダンス
水泳部	硬式テニス部
空手	弓道
柔道部	体操、新体操
釣り部	ドッヂボール
ボクシング	ラクロス部
ソフトバレー	ハンドボール
女子サッカー	ゴルフ
フットサル	

料理、調理部	軽音楽	ゲーム研究
園芸部	和太鼓	舞台技術映像デザイン
理科、生物部	工作	アフレコ
科学, 化学, 物理学	イラスト	古典
天文学部	漫画研究部	百人一首
華道、花道	写真	落語研究会
茶道	美容系	物語考察部
書道	数学部	競技かるた
歴史	演劇	読書部
地歴部	パソコン	文芸
地震学関連	プログラミング	鉄道研究部
模擬国連部	タイピング	クイズ研究
弦楽部	動画制作	ドミノ倒し ²⁵

8 アンケート結果について（生徒や保護者が不安に思うこと）

費用：受益者負担の増加

時間：移動時間

指導者：指導方針、行き過ぎた指導にならないか

安全：自転車移動や通学路以外の道を通過すること、
見届け（帰宅）

学習との両立：テスト週間との兼ね合い

時間外在校等時間の比較

R5 4月～12月	
小学校	中学校
26.25	45.54

※平均時間



夏季休業（8月）	
小学校	中学校
6.16	18.18

中学校 平日・休日比較	
平日	休日
35.49	17:01



平日の部活動を含む
時期により下校時間は変動
夏季 18:00～18:15
冬季 17:15～17:30

9 部活動の現状について（考察・検討事項）

- ① 大会に出場できない、あるいは近い将来できなくなるといった課題には現段階では、直面していない
- ② 「生徒たちのやりたい活動内容があるとは限らない」ことや「専門的な指導が受けられない」といった課題はある
- ③ 教員の超過勤務の実態を見ると、土日が多いことは課題

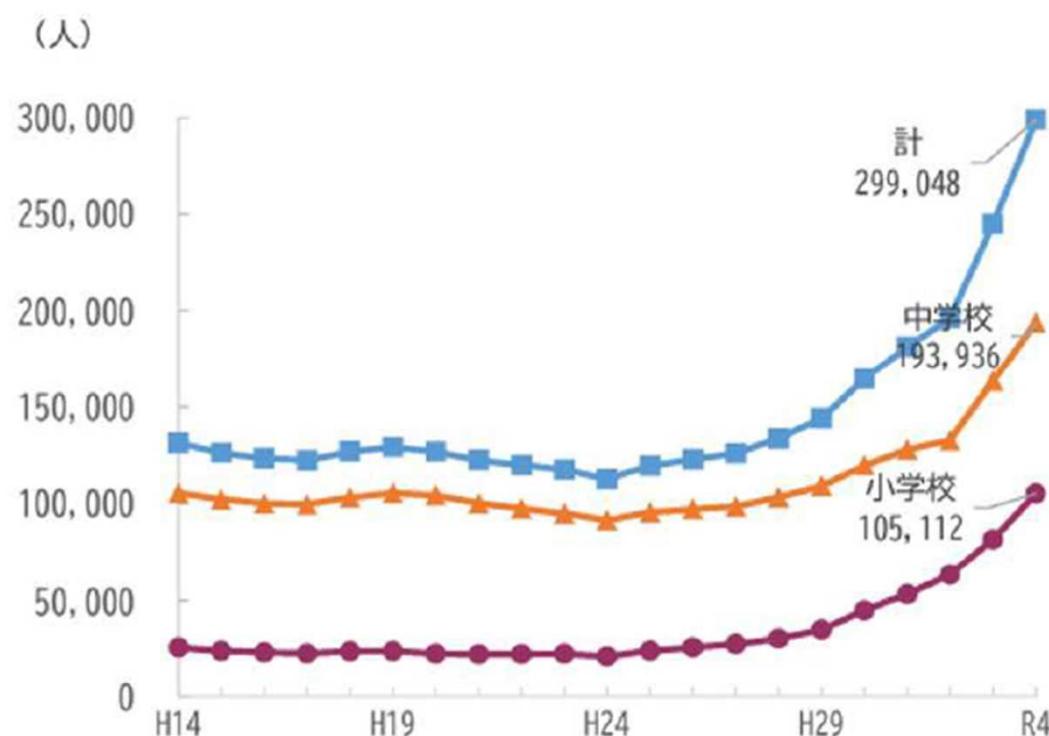
検討事項

部活動の未来

- ・受け皿
- ・安全上の問題
- ・経済負担

部活動改革のもう一つの隠れた課題（子どもたちの居場所）

不登校児童生徒数の推移



そもそも、学校だけをテーマとしている
時点で、問題の本質から外れている

「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」（文科省）
先端教育オンライン
<https://www.sentankyo.jp/articles/2ee12fc6-a856-4cb5-a230-026803c5bcc2>

今後の方針

～令和6年

令和7年

令和8年

令和9年

令和10年

国

改革推進期間

ガイド
ライン
改定

実証事業の実施・検証
休日について段階的な地域連携・地域移行を進める

進捗状況の評価・分析
休日の地域移行について、地域の実情等に応じて早期の実現を目指す

県

活動環境整備期間

休日のクラブ活動の実証事業、活動環境の整備

活動環境定着期間

休日のクラブ活動を段階的に拡大、定着

和光市

和光市部活動
地域移行検討委員会

年間2～3回程度実施。関係者で総合的な内容を熟議

指導者の確保・関係課・関係団体等との連携

実証事業の実施・検証

ガイドラインの見直し

新規クラブ活動等、移行できる活動は移行する

休日の部活動を可能な限り地域へ移行する
・生徒は希望する活動を選択できる
・希望する教員は兼職・兼業による指導を行うことができる

今年度の予定

	時 期	内 容
第1回検討委員会	令和6年3月25日	<ul style="list-style-type: none">・自己紹介・国の動向、市の状況
第2回検討委員会	令和6年6月～7月	<ul style="list-style-type: none">・市としての課題・部活動の在り方の検討
第3回検討委員会	令和6年10月～11月	<ul style="list-style-type: none">・部活動地域移行方針(案)の検討
第4回検討委員会	令和7年1～2月	<ul style="list-style-type: none">・部活動地域移行方針の決定

※R7は、移行方針のもと、できるところから移行させていく（試行的）

検討事項

部活動の未来

- ・受け皿
- ・安全上の問題
- ・経済負担